

全国公募

第1回アートイマジン芸術小品展 ～芸術作品を生活空間に～



1. 商業的・実用的な形態をとっているものは審査対象からはずします。
(例、ポストカード・携帯ストラップ・茶碗・財布など)。
ただし、芸術表現の必要上そのような形態をとっているものは芸術作品とみなします。
2. 生活空間の壁面に展示できるものとします。
壁面に展示する事を目的としている場合、平面作品に限るものではありません。
個人の部屋に飾られることを想定しているかどうかは審査の基準になります。
3. 必ず作品のタイトルを明記して下さい。
時としてタイトルは作品に大きな影響を与えますので、審査の際に考慮されます。
無題の場合は、無題というタイトルが作品にどれだけ影響を与えているかも審査の際に考慮されます。
4. 作品に適した価格を、作者自らご設定下さい。
値段も作品に影響を与える要素なので、作品に対して相応しいかどうか、審査の際に若干考慮します。

※作品それ自体が優れているかどうかに加えて、上記の2～4も審査の際に考慮されます。
※審査は、審査員が、後援・協賛・協力関係各社・来場者アンケートなどの御意見を踏まえ、総合的に判断します。

「芸術作品」を
「芸術的な手段を使って表現されている、何か、が作品であり、
効果的に見せるために他の要素は極力排除されているもの」
と定義し、コンセプトに沿った作品を募集します。

公募展開催にあたっての主旨